

平成29年3月15日

府中市長 高野律雄様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 加藤隆



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年1月18日付28府政広発第31号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「生活支援ヘルパー事業」ほか1事務において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第8条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第8条ただし書所定の、実施機関の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。

また、「府中市立自転車駐車場防犯カメラ設置及び運用事務」ほか7事務において行う、条例第7条に規定する本人以外からの収集は、条例第7条第2項第9号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。